

入札関係書類変更箇所一覧表

令和7年7月15日 山梨西部広域環境組合

■要求水準書

No.	頁	項目	変更前（令和7年7月10日改訂版）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	131	第2編 設計・建設業務 第3章 ごみ焼却施設に係る機械設備工事仕様 3.14 その他設備 3.14.14 公害モニタリング装置	「第5編 5.2.8 公害防止表示設備」の記載のとおり	「第5章 5.2.8 公害防止表示設備」の記載のとおり

■様式集（Excel 版）

No.	様式	項目	変更前（令和7年7月10日改訂版）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	様式第12号-1	要求水準に対する設計数値表 4372行目	「第5編 5.2.8 公害防止表示設備」の記載のとおり	「第5章 5.2.8 公害防止表示設備」の記載のとおり

■リスク管理方針書（案）

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	7	第3章 事業に係るリスク抽出シート 2. 設計・建設段階 No. 37 住民対応リスク	リスクの内容：工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	リスクの内容：事業者が行う建設業務に関し事業者の責により住民からクレームがあった場合
2	9	第3章 事業に係るリスク抽出シート 3. 運営段階 No. 62 施設破損リスク	リスク当事者：運営事業者	リスク当事者：本組合
3	10	第3章 事業に係るリスク抽出シート 3. 運営段階 No. 72 住民対応リスク	リスク当事者：運営事業者 対象となる契約及び契約に含む内容：＜運営業務委託契約＞事業者の責に該当する各規定	リスク当事者：本組合 対象となる契約及び契約に含む内容：＜運営業務委託契約＞本組合の責に該当する各規定
4	10	第3章 事業に係るリスク抽出シート 3. 運営段階 No. 73 住民対応リスク	リスクの内容：住民クレームがあった場合	リスクの内容：事業者が行う運営業務に関し事業者の責により住民からクレームがあった場合

■基本協定書（案）

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	3	第5条 事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金 第1項（1）ウ	落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項のとき。	<u>本件事業の入札に関し、落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき。</u>
2	4	第5条 事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	<u>3</u> 前項の規定により、… <u>4</u> 発注者に生じた損害額が…	<u>2</u> 前項の規定により、… <u>3</u> 発注者に生じた損害額が…

■基本契約書（案）

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	5	<u>第10条の2 スプリング入りマットレス等処理業務</u>	(追加)	(スプリング入りマットレス等処理業務に関する内容を追加)
2	6	第14条 受注者を構成する各当事者間の調整 第3項	(追加)	<u>スプリング入りマットレス等処理事業者がスプリング入りマットレス等処理業務委託契約を履行することができなくなり、他の事業者</u> <u>にスプリング入りマットレス等処理業務委託を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に対し、他のスプリング入りマットレス等処理事業者を提案するものとし、受注者を構成する運営事業者以外の各当事者は、運営事業者</u> <u>に協力するものとする。</u>
3	6	第15条 運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証 第4項	(追加)	<u>構成員は、スプリング入りマットレス等処理業務をスプリング入りマットレス等処理事業者に外部委託した場合、スプリング入りマットレス等処理業務委託契約に基づくスプリング入りマットレス事業者の、発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、</u> <u>連帯して保証するものとし、本条第2項、第3項の規定が適用されることを確認する。</u>

■建設工事請負契約書（案）

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	4	第5条の2 著作権の譲渡等 第5項	発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号）に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。	発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。
2	6	第10条 現場代理人及び主任技術者等 第1項(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐	契約書記載の工事の請負契約額が建築一式工事の場合 <u>8,000</u> 万円以上、建築一式工事以外の場合 <u>4,000</u> 万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合 <u>7,000</u> 万円以上、建築一式工事以外の場合 <u>4,500</u> 万円以上になるときは主任技術者に代え監理技術者を、…（以下、省略）	契約書記載の工事の請負契約額が建築一式工事の場合 <u>9,000</u> 万円以上、建築一式工事以外の場合 <u>4,500</u> 万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合 <u>8,000</u> 万円以上、建築一式工事以外の場合 <u>5,000</u> 万円以上になるときは主任技術者に代え監理技術者を、…（以下、省略）
3	17	第34条 前金払 <u>及び中間前金払</u>	（中間前金払に関する内容を追加）	

■運營業務委託契約書（案）

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
1	1	第1条 総則 第4項(2)	「質問回答書」とは、発注者が令和7年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日（ <u>予定</u> ）に公表又は通知した入札説明書等に関する質問への回答（第1回）、令和7年7月 <u>18</u> 日（ <u>予定</u> ）に公表又は通知した対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問への回答（第2回）を総称していう。	「質問回答書」とは、発注者が令和7年 <u>5</u> 月 <u>21</u> 日に公表又は通知した入札説明書等に関する質問への回答（第1回）、令和7年7月 <u>4</u> 日に公表又は通知した対面的対話議事録及び <u>令和7年7月30日（予定）に公表又は通知した</u> 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）を総称していう。
2	5	第10条 一括再委託等の禁止 第2項	受注者は、業務の一部を第三者（以下総称して「再委託先等」といい、提案書に基づいて再委託された構成 <u>企業</u> も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あ	受注者は、業務の一部を第三者（以下総称して「再委託先等」といい、提案書に基づいて再委託された構成 <u>事業者</u> も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あ

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
			あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。	あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
3	6	第14条 運營業務の範囲 第1項 <u>(6)</u>	(追加)	<u>粗大ごみ処理施設に搬入される不燃性粗大ごみのうち、スプリング入りマットレスとスプリング入りソファについては、外部に処理委託する方法を妨げない。外部委託する場合の取扱い</u> は別紙8のとおりとする。
4	8	第22条 資源物等及び余熱に係る取扱い 第2項	(2) 受注者は、<u>電気事業者と本施設に係る電力の購入に係る契約を締結する。ただし、当該契約に係る費用は発注者が負担する。</u> (3) <u>発注者は、本施設を運転することにより発生する余剰電力の売却に係る契約を電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は、発注者に帰属するものとする。ここでいう余剰電力とは、発電電力から新ごみ処理施設における場内利用分を除いたものとする。</u> (4) <u>前号の規定にかかわらず、受注者は、余剰電力の売却に必要な作業（電気事業者への売却収入の請求を含む。）を行うとともに、余剰電力量の向上に努めるものとする。</u>	(2) 受注者は、<u>電力の購入先及び余剰電力の売却先を選定し、本組合が承諾した小売電気事業者との間で電力売買契約を締結する。受注者は、電力料金が安価となる小売電力会社並びに余剰電力の売電価格が高値になる契約条件を勘案し、契約先を探索すること。</u> (3) <u>売電収入等の対価について、インセンティブ分は事業者帰属とする。売電・買電に係るインセンティブ等の詳細は別紙7のとおりとする。</u> (4) 受注者は、<u>電力の購入料金の払込み、余剰電力の売却領収を行うこと。なお、電気料金（基本料金、従量料金、余剰電力の売却収入等、電力に係る一切の費用や収入（インセンティブ分を除く））は発注者の所掌（帰属）とする。</u>
5	9	第23条 排出禁止物及び処理不適物に係る取扱い 第1項	受注者は、第14条第1項第1号に規定する受付・計量・搬入管理業務の一業務として、入札説明書等及び提案書に従って搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に <u>搬入</u> 禁止物がないことを確認しなければならない。	受注者は、第14条第1項第1号に規定する受付・計量・搬入管理業務の一業務として、入札説明書等及び提案書に従って搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に <u>排出</u> 禁止物がないことを確認しなければならない。
6	15	第47条 本件事業終了時の明け渡し条件 第5項	新ごみ処理施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。 ただし、 <u>協議開始の日から</u> 12か月前までに協	新ごみ処理施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。 ただし、 <u>運営期間満了日</u> の12か月前までに協

No.	頁	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年7月15日改訂）
			議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。	議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
7	22	第63条 経営状況の報告等 第2項	受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、 <u>当該事業年度の最終日から3か月以内に</u> 、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。	受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、 <u>運営事業者の株主総会終了後速やかに</u> 、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。
8	37	別紙7 電気料金（買電、売電）とインセンティブの取扱い（第14条関係） 3 電気料金の支払い方法	運営事業者は、電力の購入料金、余剰電力の売却収入の算定根拠として、以下の <u>ア</u> から <u>オ</u> 資料を毎月本組合に提出する。また、小売電気事業者との新規契約又は契約変更を行った場合には、速やかに <u>カ</u> と <u>キ</u> を提出する。	運営事業者は、電力の購入料金、余剰電力の売却収入の算定根拠として、以下の <u>(1)</u> から <u>(5)</u> の資料を毎月本組合に提出する。また、小売電気事業者との新規契約又は契約変更を行った場合には、速やかに <u>(6)</u> と <u>(7)</u> を提出する。
9	41	<u>別紙8 スプリング入りマットレスの外部委託の取扱い（第14条関係）</u>	（追加）	（スプリング入りマットレスの外部委託の取扱いについて、別紙8に整理）

以上